○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成１８年９月２９日
厚生労働省告示第５２８号

［一部改正］

第１次改正　平成１９年６月２９日厚生労働省告示第２３１号
第２次改正　平成２０年３月３１日厚生労働省告示第１４７号
第３次改正　平成２１年３月３１日厚生労働省告示第２０９号
第４次改正　平成２２年３月３１日厚生労働省告示第１２４号
第５次改正　平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２７７号
第６次改正　平成２５年１月１８日厚生労働省告示第６号
第７次改正　平成２６年３月３１日厚生労働省告示第１６１号
第８次改正　平成２７年３月３１日厚生労働省告示第２０２号
第９次改正　平成３０年３月２３日厚生労働省告示第１２１号
第１０次改正　令和元年９月２日厚生労働省告示第１００号
第１１次改正　令和２年３月３１日厚生労働省告示第１５７号
第１２次改正　令和３年３月３１日厚生労働省告示第１４５号
第１３次改正　令和４年３月３１日厚生労働省告示第１２９号
第１４次改正　令和５年３月３１日厚生労働省告示第１４０号
第１５次改正　令和６年３月２９日こども家庭庁・厚生労働省告示第６号
第１６次改正　令和７年３月３１日こども家庭庁・厚生労働省告示第５号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第２５項及び第７６条第２項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成１８年１０月１日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

１　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第２５項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車載用姿勢保持装置、起立保持具、歩行器、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第６項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第７６条第３項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。

２　前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。

３　法第７６条第２項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による上限価格の１００分の１０６に相当する額とする。ただし、第１項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

４　別表の１の⑷の装具（レディメイド）の購入に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の１００分の１００に相当する額とする。

５　次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前２項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の１００分の１１０に相当する額とする。

一　別表の１の⑻のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入

二　別表の１の⑻のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入

三　別表の３の(1)のエの表に掲げる断端袋の交換
四　別表の３の(2)のエの表に掲げる断端袋の交換
五　別表の３の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換（別表の１の(6)のエの（ｳ）の表に掲げるクッション（カバー付き）、背クッション、枕（レディメイド）、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換に限る。ただし、オーダーメイドで製作されたものを除く。）
六　別表の３の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換（別表の１の(7)のエの（ｳ）の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。）並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）及びバッテリ交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換
七　別表の３の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換
八　別表の３の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）
九　別表の３の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）
十　別表の３の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ＡＣアダプタ交換及びイヤホン交換
十一　別表の３の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
十二　別表の３の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換
十三　別表の３の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理

6　国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第３項又は前項の費用の額の基準は、第３項及び前項の規定にかかわらず、それぞれ第３項又は前項に掲げる額の１００分の９５に相当する額とする。

前　文（抄）（平成１９年６月２９日厚生労働省告示第２３１号）
平成１９年７月１日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前　文（抄）（平成２０年３月３１日厚生労働省告示第１４７号）
平成２０年４月１日から適用する。

前　文（抄）（平成２１年３月３１日厚生労働省告示第２０９号）
平成２１年４月１日から適用する。

前　文（抄）（平成２２年３月３１日厚生労働省告示第１２４号）
平成２２年４月１日から適用する。

前　文（抄）（平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２７７号）
平成２４年４月１日から適用する。

(6) 車椅子

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201－2016 に定める構造を有するもの（パワーアシスト式を除く。）をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ｳ)、(ｴ)及び(ｵ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本工作法

工　　程	作　業　の　内　容
(ｱ) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(ｲ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ｳ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(ｴ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(ｵ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(ｶ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身　体　部　位	上限価格 円	備　　考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	17,900	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。
（注） レディメイド式、２台同時支給及び再支給の場合については、１台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。		

ウ 本体価格

名　称	上限価格 円	備　　考
自 走 用	90,000	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介 助 用	85,000	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。
（注） オーダーメイド式は上限価格の 125％の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の 75％の範囲内の額とすること。		

エ　加算要素価格

(ｱ)　機構加算

名　　称	上限価格 円	備　　考
リクライニング機構	30,500	
ティルト機構	61,000	
ティルト・リクライニング機構	88,200	
リフト機構	152,400	
(注) リクライニング機構のうち、回転軸が２か所以上設けられている場合で、うち１つが座面の中に設けられているものはティルト・リクライニング機構に準ずること。		

(ｲ)　構造部品加算

本体部位	名　　称	上限価格 円	備　　考
基本構造	後方大車輪（標準） 前方大車輪 ６輪構造	0 8,800 37,700	６輪構造とは、駆動輪が４輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャスタを取り付けたものは後方大車輪とすること。 幅止めの構造を有する場合は１本当たり 6,000 円増しとすること。
シート	スリング式（標準） 張り調整式 板張り式	0 8,650 6,800	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。
バックサポート	スリング式（標準） 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長（頭頚部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
フット・レッグサポート（片側）	固定式（標準） 挙上式 着脱式 開閉着脱式 挙上・開閉着脱式	0 8,550 6,250 7,350 11,100	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
フットサポート	セパレート式（標準） セパレート式（二重折込式） 中折式	0 4,300 5,000	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を１単位とすること。

アームサポート（片側）	フレーム一体型	固定式（標準）	0	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を１単位とすること。
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
	独立型	固定式	5,000	
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
ブレーキ	駐車ブレーキ（標準）		0	介助用ブレーキを加える場合は17,400円、フットブレーキを加える場合は17,300円増しとすること。
駆動輪・主輪	固定式（標準）		0	車軸位置調整の構造を有する場合は17,500円、キャンバー角度を変更する場合は11,000円増しとすること。 片手駆動の構を有する場合は37,200円、レバー駆動の構造を有する場合は60,000円増しとすること。
	着脱式		10,800	
タイヤ	エア（標準）		0	
	ノーパンク		9,100	
キャスタ	ソリッド（標準）		0	
	衝撃吸収タイプ		15,000	
ハンドリム（片側）	プラスチック（標準）		0	ピッチ30㎜を超える場合は5,000円増しとし、片側を１単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること。
	ステンレス		6,000	
	アルミ		5,000	

（注）

1　名称に「（標準）」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。

2　各構造部品（片側１単位のものを除く。）はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ｳ)　付属品

名　称	種　　類	上限価格 円	備　　考
クッション（カバー付き）	平面形状型	14,500	価格は、オーダーメイドのものに限ること。レディメイド（平面形状型、モールド型に限る。）の場合は、オーダーメイドの上限価格の範囲内でカタログ等に記載の額とすること。ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用する場合は3,000円増しとすること。滑り止め加工を追加する場合は2,050円、防水加工を追加する場合は8,100円増しとすること。
	モールド型	56,500	

座板		5,000	クッション一体型（クッション（カバー付き）を除く。）の場合は3,000円増しとすること。
背クッション		14,500	滑り止め加工を追加する場合は2,050円増しとすること。
ヘッドサポート	着脱式（枕含む）	17,300	着脱式及びマルチタイプはヘッドサポートとして独立した構造を有するものとし、枕をオーダーメイドで製作する場合には4,900円増しとすること（バックサポート一体型には加えることができないこと）。
	マルチタイプ（枕含む）	29,500	
	枕（オーダーメイド）	11,200	
	枕（レディメイド）	6,300	
フットサポート	ヒールループ	3,600	価格は、1個当たりのものであること。
	アンクルストラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
テーブル	テーブル	11,800	
	テーブル取付部品（片側）	5,000	
転倒防止装置	パイプ	4,050	価格は、1個当たりのものであること。 キャスタ付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	キャスタ付き	6,400	
搭載台		32,600	搭載台とは呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。 価格は、各搭載台1個当たりのものであること。
車載固定部品		3,250	価格は、1個当たりのものであること。
杖たて	一本杖	3,250	
	多脚つえ	6,000	
酸素ボンベ固定装置		14,100	
栄養パック取付用ガードル架		11,000	
点滴ポール		11,300	
日よけ		15,000	
雨よけ		15,000	
泥よけ		6,550	
スポークカバー		4,450	
リフレクタ		720	

高さ調整式手押しハンドル		4,250	
ブレーキ	延長レバー	1,750	
ハンドリム	滑り止め	6,000	価格は、1個当たりのものであること。 ノブ付きのうち、垂直ノブの場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	ノブ付き	4,850	
(注) カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。			

オ　耐用年数

耐用年数 年	備　　考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201－2016 に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及び JIS T 9203－2016 に定める構造を有するものをいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ｳ)、(ｴ)及び(ｵ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名　称	定　　義	備　　考
標準形	JIS T 9203－2016 に定める以下の電動車椅子とする。 (低速用) 最高速度４．５km／h 以下の電動車椅子 (中速用) 最高速度６．０km／h 以下の電動車椅子	
簡易形	車椅子に電動駆動装置及び制御装置（着脱可能なものを含む。）を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。 (切替式) 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの (アシスト式) 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの	アシスト式に加え、切替式の機能を有するハイブリッド式の場合は、アシスト式として算定する。

ア　基本工作法

工　　程	作　業　の　内　容
(ｱ)　身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(ｲ)　採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ｳ)　製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(ｴ)　仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(ｵ)　仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(ｶ)　適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ　基本価格

身　体　部　位	上限価格 円	備　　考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	20,400	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、２台同時支給及び再支給の場合については、１台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ　本体価格

名　称	区　分	上限価格 円	備　　考
標準形	低速用	486,300	駆動モータ、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。 オーダーメイド式は上限価格の 125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の 75%の範囲内の額とすること。
	中速用	502,300	
簡易形	切替式	393,900	車椅子部分は、１の(6)の車椅子の価格を加えることができること。 駆動モータ、充電器及び転倒防止装置（折りたたみの有無は問わない）を含むものであること。
	アシスト式	412,600	

エ　加算要素価格

(ｱ)　機構加算

名　　称	上限価格 円	備　　考
手動リクライニング機構	32,500	標準形にのみ加えることができること。
電動リクライニング機構	134,000	
電動ティルト機構	281,000	
電動ティルト・リクライニング機構	732,400	
電動リフト機構	433,000	

(ｲ)　構造部品加算

本体部位		名　　称	上限価格 円	備　　考
操作ボックス		標準操作ボックス（標準）	0	
操作レバー		感度調整ジョイスティック（標準）	0	標準ばねのばね圧を変更した場合は7,950円増しとすること。
スイッチ		標準スイッチ（標準）	0	スイッチ延長の場合は１本当たり1,050円増しとすること。
バッテリ	標準形	シールドバッテリ（標準） リチウムイオンバッテリ	0 62,300	
	簡易形	リチウムイオンバッテリ（標準）	0	ニッケル水素バッテリの場合は37,000円減じた額とすること。
基本構造		後方大車輪（標準）	0	
シート		板張り式（標準） スリング式 張り調整式	0 4,200 12,900	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。

バックサポート	スリング式（標準）		0	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
	張り調整式		8,650	
フット・レッグサポート（片側）	固定式（標準）		0	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	挙上式		8,550	
	着脱式		6,250	
	開閉着脱式		7,350	
	挙上・開閉着脱式		11,100	
フットサポート	セパレート式（標準）		0	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を１単位とすること。 強度を高めるために、金属製のフットサポートを使用する場合は15,000円増しとすること。
	セパレート式（二重折込式）		4,300	
アームサポート（片側）	フレーム一体型	固定式（標準）	0	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を１単位とすること。
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
	独立型	固定式	5,000	
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ（標準）		0	
タイヤ	エア（標準）		0	
	ノーパンク		12,000	
キャスタ	エア（標準）		0	
	ノーパンク		12,000	

（注）
1　名称に「（標準）」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
2　各構造部品（片側１単位のものを除く。）はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ｳ)　付属品

名　　称	種　　類	上限価格 円	備　　考
パワーステアリング		54,300	
クライマーセット		19,100	

手動スイングアーム		10,600	
電動チンコントロール一式	(内訳) パワースイングチンアーム チン操作ボックス セレクタ 液晶モニタ 頭部スイッチ・取付金具	259,400 72,700 16,200 93,800 55,400 21,300	
手動チンコントロール一式	(内訳) 手動スイングチンアーム チン操作ボックス	37,200 21,000 16,200	
多様入力コントローラ	非常停止スイッチボックス 4方向スイッチボード 8方向スイッチボード 小型ジョイスティックボックス フォースセンサ 足用ボックス	51,100 31,900 53,300 42,600 93,800 42,600	
簡易1入力		95,900	
ジョイスティックノブ	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ) レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)	7,500 10,500	
フットサポート	ヒールループ アンクルストラップ ステップカバー	3,600 3,600 4,000	価格は、1個当たりのものであること。
(注) 上記のほか、1の(6)のエの(ｳ)の付属品を加えることができること。			

オ　耐用年数

耐用年数 年	備　　考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(8) その他

種目	名称	定義		付属品	上限価格 円	耐用年数 年	備考
視覚障害者安全つえ	障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。						
	普通用	携帯用、身体支持併用以外のもの 主体―繊維複合材料		夜光装置 ベル ゴムグリップ	4,200	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は460円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,400円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は860円増しとすること。 2 ベル付とした場合は450円増しとすること。 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,650円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は750円増しとすること。
		主体―木材		上と同じ。	2,700		
		主体―軽金属		上と同じ。	2,800	5	
	携帯用	折りたたみ又はスライド等により鞄等に収納して持ち運びができるもの 主体―繊維複合材料		上と同じ。	5,200	2	
		主体―木材		上と同じ。	3,400		
		主体―軽金属		上と同じ。	3,300	4	
	身体支持併用	1本の脚部と1つの握り部からなり、前腕支持部がないもので、身体の支持やバランス保持の目的を含むもの		上と同じ。	4,600	4	
義眼	欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を保持するために装着する人工の眼をいう。						
	レディメイド	虹彩や強膜の色、サイズ等が統一された既製のもの			17,900	2	
	オーダーメイド	採型等により、健常眼に合わせて、形状、色等を細密に合わせて製作されるもの			86,900		
眼鏡	矯正用	屈折異常を矯正する目的で、眼球に接触せずに、レンズ等を眼の前方に掛ける構造を有するもの	6D未満		16,900	4	上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,350円増しとすること。 遮光用としての機能が必要な場合は、31,200円とすること。
			6D以上10D未満		20,200		
			10D以上20D未満		24,000		
			20D以上		24,000		

車載用姿勢保持装置		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持することを可能にする機能を有する車載用の装置		69,900	3	姿勢保持のための上肢支えを取り付ける場合は6,000円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,350円増しとすること。 頭部を保持する必要がある場合は、1の(5)のエの(7)に掲げる頭部支えの価格を加算できること。 オーダーメイドであるかを問わないこと。
起立保持具		下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの		31,700	3	児童に限る。
歩行器	JIS T 9264－2025又はJIS T 9265－2025に定める構造を有するもの。					
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		70,000	5	
	四輪型（腰掛付）	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		43,900		腰掛付とは、休息用のシートが付いたものをいう。
	四輪型（腰掛なし）	上と同じ。		43,900		サドル（歩行中に体重を支える座）・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは67,700円増しとすること。後方支持型のものは23,300円増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		37,700		
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		29,900		
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		24,400		
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		33,300		

排便補助具		排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び腰掛を有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、持ち運びが可能なものに限ること。		10,000	2	児童に限る。
歩行補助つえ	松葉づえ	1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの 主体―木材（十分な強度を有するもの） A　普通型 B　伸縮型	夜光材	A 3,800 B 3,800	2	夜光材付とした場合は、470円（全面夜光材付とした場合1,350円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は300円増しとすること。
		1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの 主体―軽金属 A　普通型 B　伸縮型		A 4,600 B 5,150	4	
	カナディアン・クラッチ	1本の脚部と一つの握り部、上腕カフ及び肘当てを有するもの	夜光材	10,000	4	
	ロフストランド・クラッチ	1本の脚部と一つの握り部、前腕カフを有するもの	夜光材	10,000	4	
	多脚つえ	3本以上の脚と握りとを有するもの JIS　T　9267－2020による。	夜光材	7,600	4	
	プラットホーム杖	1本の脚部と一つの特殊な形の握り部、水平の前腕支持部を有するもの	夜光材	27,600	4	

2　借受け基準

(1)　義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の３分の２を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2)　その他

種目	名　称	定　義	付属品	上限価格 円	備　考
車載用姿勢保持装置		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持することを可能にする機能を有する車載用の装置		2,900	姿勢保持のための上肢支えを取り付ける場合は、250円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は、220円増しとすること。 頭部を保持する必要がある場合は、400円増しとすること。
歩行器	JIS　T　9264－2025又はJIS　T　9265－2025に定める構造を有するもの。				
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,750	
	四輪型 (腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,050	腰掛付きとは、休息用のシートが付いたものをいう。
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		1,050	サドル（歩行中に体重を支える座）・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,650円増しとすること。 後方支持型のものは、580円増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		940	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		740	
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		610	
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		830	

(6) 車椅子

名称	種　　類	上限価格 円	備　　考
フレーム	フレーム交換	24,100	
	サイドガード（スカートガード）交換（片側）	7,400	
	溶接（修理箇所ごと）	10,700	
	６輪構造部品交換	37,700	
	幅止め交換（１本）	5,400	
シート	座布交換（スリング式）	12,300	板張り式の場合は１の(6)のエの(ウ)の付属品に掲げる座板の価格をもって修理価格とすること。
	座布交換（張り調整式）	21,000	
	奥行き調整部品交換（片側）	9,250	
バックサポート	背布交換（スリング式）	12,300	背布交換のうち、ワイドフレーム、バックサポート延長（頭頚部まで）の場合は110％の範囲内の額とすること。バックサポートパイプ交換のうち、ワイドフレームの場合は7,000円、バックサポート延長（頭頚部まで）の場合は5,000円、高さ調整の構造を有する場合は6,600円増しとし、片側を１単位とすること。
	背布交換（張り調整式）	21,000	
	バックサポートパイプ交換（片側）	4,150	
	バックサポートパイプ取付部品交換（片側）	4,000	
	背座間角度調整部品交換（片側）	8,800	
	背折れ機構部品交換（片側）	8,000	
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・レッグサポートベルト交換のうち、全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	フット・レッグサポートパッド交換（片側）	5,500	
	フット・レッグサポート交換（挙上式、片側）	8,550	
	フット・レッグサポート交換（着脱式、片側）	6,250	
	フット・レッグサポート交換（開閉着脱式、片側）	7,350	
	フット・レッグサポート交換（挙上・開閉着脱式、片側）	11,100	
フットサポート	フットサポート交換（片側）	4,100	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を１単位とすること。
	フットサポート交換（二重折込式、片側）	6,250	
	フットサポート交換（中折れ式）	8,750	
アームサポート（片側）	アームサポート交換（固定式）	5,000	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を１単位とすること。 アームサポート交換（固定式）の場合は肘当て交換を算定できないこと。
	アームサポート交換（跳ね上げ式）	6,750	
	アームサポート交換（着脱式）	6,550	
	肘当て交換	5,000	
サポートヘッド	ヘッドサポートパイプ交換	4,150	ヘッドサポートとして独立したものに限る（バックサポート一体型は含まない）。
	ヘッドサポートパイプ取付部品交換	4,000	

ブレーキ（片側）	ブレーキ交換	9,900	
	介助用ブレーキ交換	8,700	
	フットブレーキ交換	8,650	
駆動輪・主輪（片側）	駆動輪・主輪一式交換	18,600	駆動輪・主輪一式とは、リム、スポーク、タイヤ、チューブ、タイヤバルブ、ハブ及びハブ軸を含むものであること。 ホイールとは、リム、スポーク、ハブ及びハブ軸を含むものであること。タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。 ホイール交換のうち、着脱式ハブを含む場合は5,400円増しとし、片側を１単位とすること。
	駆動輪・主輪ホイール交換	10,000	
	駆動輪・主輪ホイール交換（片手駆動式）	15,000	
	片手駆動部品交換	9,000	
	車軸位置調整部品交換	8,750	
	タイヤ交換	4,600	
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	
	チューブ交換	4,000	
キャスタ（片側）	キャスタ交換	8,700	キャスタはキャスタ輪及びフォークから構成されるものであること。 衝撃吸収タイプの場合は7,500円増しとし、片側を１単位とすること。
	キャスタ取付部品交換	7,600	
ハンドリム（片側）	ハンドリム交換（プラスチック）	5,250	ノブ付きの場合は4,850円増しとし、片側を１単位とすること。 片手駆動式の場合は3,300円増しとすること。
	ハンドリム交換（ステンレス）	12,700	
	ハンドリム交換（アルミ）	11,200	
付属品	付属品交換	修理項目ごとに１の(6)のエの(ｳ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換（オーダーメイドに限る。）の場合は、1,350円を加算することができること。 クッション、背クッション及びヘッドサポートのカバーのみを交換する場合は、１の(5)のエの(ｴ)に掲げる支持部カバーの上限価格をもって修理価格とすること。
その他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、１個（本）当たりのものであること。
	レバー交換	1,750	
	ワイヤ交換	3,000	
	メカロック交換	10,800	
	ガスダンパー交換	16,300	
	グリップ交換	500	

（注）

1　部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート、アームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず１回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

2　使用中の車椅子に電動車椅子簡易形の機能を付加する場合は、１の(7)のウに定める価格の範囲内の額をもって修理価格とすること。

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種類	上限価格 円	備考
フレーム	フレーム交換	40,800	
	フレーム部品交換	9,450	
	シートフレーム交換	16,000	
	シートフレーム部品交換	6,800	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングシートフレーム交換	86,500	
	電動リフトメインフレーム交換	108,100	
	サイドガード（スカートガード）交換（片側）	5,300	
	溶接（修理箇所ごと）	10,700	
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、１個当たりのものであること。
	ジョイスティック ばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部一式交換	32,500	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部部品交換	5,400	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部一式交換	16,200	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部部品交換	5,400	
スイッチ	延長スイッチ交換	1,050	価格は、１個当たりのものであること。
バッテリ	バッテリ交換（シールド）	37,700	価格は、１個当たりのものであること。
	バッテリ交換（リチウムイオン電池）	100,000	
充電器	内蔵充電器交換	50,700	
	外部充電器交換	21,300	
	充電器部品交換	12,500	
シート	座布交換（スリング式）	12,300	板張り式の場合は１の(6)のエの(ｳ)の付属品に掲げる座板の価格をもって修理価格とすること。
	座布交換（張り調整式）	21,000	
	座奥行き調整部品交換（片側）	9,250	
バックサポート	背布交換（スリング式）	12,300	背布交換のうち、ワイドフレーム、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は110%の範囲内の額とすること。 バックサポートパイプ交換のうち、ワイドフレームの場合は7,000円、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は5,000円、高さ調整の構造を有する場合は6,600円増しとし、片側を１単位とすること。
	背布交換（張り調整式）	21,000	
	バックサポートパイプ交換（片側）	9,350	
	バックサポートパイプ取付部品交換（片側）	4,000	
	背座間角度調整部品交換（片側）	8,800	
	背折れ機構部品交換（片側）	8,000	

フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・レッグサポートベルト交換のうち、全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	フット・レッグサポートパッド交換（片側）	5,500	
	フット・レッグサポート交換（挙上式、片側）	8,550	
	フット・レッグサポート交換（着脱式、片側）	6,250	
	フット・レッグサポート交換（開閉着脱式、片側）	7,350	
	フット・レッグサポート交換（挙上・開閉着脱式、片側）	11,100	
	フット・レッグサポートフレーム交換（片側）	5,700	
フットサポート（片側）	フットサポート交換	12,300	フットサポートのうち、前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を１単位とすること。 強度を高めるために、金属製のフットサポートを使用する場合は15,000円増しとすること。
	フットサポート交換（二重折込式）	14,450	
アームサポート（片側）	アームサポート交換（固定式）	5,000	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を１単位とすること。 アームサポート交換（固定式）の場合は肘当て交換を算定できないこと。
	アームサポート交換（跳ね上げ式）	6,750	
	アームサポート交換（着脱式）	6,550	
	肘当て交換	5,000	
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500	価格は、１個当たりのものであること。
駆動輪・主輪（片側）	駆動輪・主輪一式交換	16,000	駆動輪・主輪一式とは、タイヤ、ホイール及びチューブを含むものであること。 タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。
	タイヤ交換	6,450	
	ノーパンクタイヤ交換	10,500	
	ホイール交換	5,550	
	チューブ交換	4,000	
前輪（片側）	タイヤ交換	5,400	
	ノーパンクタイヤ交換	9,900	
	ホイール交換	4,550	
	チューブ交換	4,000	
	フォーク交換	12,700	
	コントローラ交換	89,800	価格は、１個当たりのものであること。
	コントローラ部品交換	10,100	
	電動リフトコントローラ交換	43,200	
	電動リフトコントローラ部品交換	10,800	

電装系部品	電動ティルト・電動リクライニングコントローラ交換	100,700	
	電動ティルト・電動リクライニングコントローラ部品交換	10,800	
	ハーネス及びリレー交換	9,550	
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングハーネス交換	16,200	
	モータ交換	30,300	
	モータ部品交換	7,650	
	電動ティルト・電動リクライニングモータ交換	18,100	
	電動リフトモータ交換	64,900	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングモータ部品交換	8,600	
	ギヤボックス交換	48,000	
	電動ティルト・電動リクライニング装置交換	56,800	
	電動ティルト・電動リクライニング装置部品交換	23,400	
	前輪パワーステアリング部品交換	54,300	
付属品	付属品交換	修理項目ごとに1の(7)のエの(ｳ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換（オーダーメイドに限る。）の場合は、1,350円を加算することができること。 クッション、背クッション及びヘッドサポートのカバーのみを交換する場合は、1の(5)のエの(ｴ)に掲げる支持部カバーの上限価格をもって修理価格とすること。
その他	転倒防止装置	6,400	価格は、1個（回）当たりのものであること。
	リヤ・シャフト交換	7,100	
	電動リフトシャフト交換	54,100	
	電動ティルト・電動リクライニングシャフト交換	61,800	
	電動リフトチェーン交換	54,100	
	電動リフトチェーンアジャスタ交換	27,000	
	オイル又はグリス交換	2,850	
	クラッチ交換	9,150	
	レバー交換	1,750	
	ワイヤ交換	3,000	
	メカロック交換	10,800	
	ガスダンパー交換	16,300	
	グリップ交換	500	

(注)

部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず１回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

イ　簡易形

名称	種　　類	上限価格 円	備　　考
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、１個当たりのものであること。
	ジョイスティックばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
スイッチ	スイッチゴム交換	300	価格は、１個当たりのものであること。
	延長スイッチ交換	1,050	
バッテリ	バッテリ交換（リチウムイオン電池）	100,000	価格は、１個当たりのものであること。
	バッテリ交換（ニッケル水素電池）	62,000	
充電器	外部充電器交換	28,800	価格は、１個当たりのものであること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換	18,500	価格は、１個当たりのものであること。
	介助用ブレーキ交換	17,400	
駆動輪・主輪（片側）	電動ユニット交換	100,400	電動ユニット交換のうち、バッテリホルダー付きの場合は10,000円、アシスト式の構造を有する場合は18,000円増しとすること。ホイール交換のうち、アシスト式の構造を有する場合は7,300円増しとすること。
	ホイール交換	13,600	
	ホイール部品交換	4,150	
	駆動装置部品交換	24,900	
	タイヤ交換	4,600	
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	
	チューブ交換	4,000	
ハンドリム（片側）	ハンドリム交換（切替式）	5,400	滑り止めハンドリムの場合は7,350円増しとすること。
	ハンドリム交換（アシスト式）	12,000	
電装系部品	ハーネス及びリレー交換	9,550	価格は、１個当たりのものであること。
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	
その他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、１個（回）当たりのものであること。
	オイル又はグリス交換	2,850	
	クラッチ交換	9,150	